

総務委員会

委員会付託案件の審査 (9月4日開催)

【付託案件】

- かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第2号)
- 財産の取得について

【審査内容】

Q：消費生活相談員を増員する理由は、相談件数が今後増えるということか。

A：平成20年度は、市消費生活センターへの相談件数は76件あり、県へ直接相談が291件ありました。市街化区域・稲吉区域からの相談が多く、この地域への設置が必要であることから、勤労青少年ホームに増設して対応するものです。

Q：債務負担行為「固定資産土地評価資料整備業務委託」について、限度額3,400万円の算出基準、根拠等は。委託先についてはどうか。

A：3年間の業務であり、今年度1,264万1千円は既に予算議決をしており、22年度1,064万7千円、23年度1,071万2千円の金額を算定しております。

22年度の主な内容は、公図の加除修正300万円、画地データの修正業務50万円、固定資産賦課資料作成557万円となります。

発注はこれから、指名競争入札によるプロポーザル方式を考えております。

Q：高規格救急自動車・高度救急処置用資機材購入後の維持管理費について伺う。

A：車両については、普通乗用車と同じ経費です。資機材については、通常の消耗品でありますので特別な経費はかかりません。

【所管事務調査】

- 旧志士庫保育所の処分について
- 霞ヶ浦庁舎建設工事について
- 定額給付金給付事業について
- かすみがうら市総合防災訓練について

【調査内容】

● 定額給付金給付事業について報告

全体事業として、1万6,539件、金額は6億8,796万4千円です。

8月末現在、交付申請書の受付状況は1万6,036件で、97%の受付が終了しております。

給付状況は1万5,996件、96.7%の給付率となりました。未申請につきましては、2回催促通知をしております。



▲かすみがうら市消費生活センター



▲霞ヶ浦庁舎建設現地調査

閉会中に行われた委員会 (10月16日開催)

【調査項目】

- 霞ヶ浦庁舎建設の進捗状況について
 - ・進捗状況現地調査
- 総務委員会の所管に関する事項について
 - ・入札の手順について

文教厚生委員会

委員会付託案件の審査 (9月4日開催)

【付託案件】

- 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第2号)
- 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算 (第1号)
- 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 教育予算の拡充を求める請願

【審査内容】

Q：生活保護費の住宅手当緊急特別措置給付金について。

A：景気悪化により住宅を喪失もしくは喪失のおそれのある者に対し、住宅手当を支給するものです。一人当たり1箇月3万6千円を家賃分とし、基準額×3ヶ月分の予算計上をしました。

Q：女性特有がん検診委託について伺う。

A：21年度国の補正予算により、全額補助により子宮がん・乳がんの検診を実施するものです。該当者にがん検診案内書、検診手帳、クーポン券を郵送します。

Q：インフルエンザ予防接種について。

A：季節性インフルエンザの予防接種は、65歳以上が対象となります。新型インフルエンザは、決定はしていませんが、全市民対象ということで、基礎疾患等を持った方、あるいは若年層を優先して考えていかなければならないものと思います。

Q：地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、市内全域の施設はスプリンクラーの設置がされているのか。

A：市内にグループホームが10箇所あり、現在、4箇所のグループホームが21年度中の整備を希望しております。スプリンクラーについて、275平米以上の小規模施設については、平成23年度末までに設置が義務付けられております。

Q：生活・介護支援サポーター養成事業委託について伺う。

A：千代田地区1施設、霞ヶ浦地区1施設、計2箇所の在宅介護支援センターに委託をします。地域の介護支援サポーターを養成して、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築するもので、両地区20名ずつ募集をし、4日間の養成講習をする予定です。



▲サンシャインつくば



▲ブルミエールひたち野

産業建設委員会

委員会付託案件の審査 (9月4日開催)

【付託案件】

- かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の制定について
- かすみがうら市企業立地促進条例の制定について
- かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第2号)
- 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
- 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第1号)
- 「気候保護法 (仮称)」の制定を求める請願書
- 農地法の「改正」に反対する請願

【審査内容】

Q：緑地面積率等を定める条例について、特に土浦・千代田工業団地については、土浦市に跨っていますが、土浦市の取り組みはどうなのか。

A：緑地面積率を下げる内容については、土浦市と話をし、同じ考えであるという状況の中で了解をいただいております。

Q：粟田橋改修工事、事業費精算金について。

A：総額7億915万3千円。うち茨城県3億5,098万3千円、かすみがうら、石岡両市で3億5,817万円負担となり、結果、差額がでましたので精算するものです。

Q：下水道費、排水整備の委託金について伺う。

A：調査委託金については、使用料を徴収していないところを精査し、1棟ごと現地調査を行うものです。

Q：加茂地区下水道事業の加入について。

A：4月に該当世帯の事業要望はとりました。その後、事業の説明と3年以内の接続要望を、高い確率でいただきました。3年以内の接続、さらには下水道の支援接続を積極的にPRしながら進めていきたいと考えています。

Q：「気候保護法 (仮称)」について。

A：まだ法案の段階で、これから成果がなされるというものです。京都議定書に伴って温室効果ガスの排出削減をする、中長期的に目標を立てて削減に取り組みをするという内容で、将来的なものについて中長期的な仕組みをつくるという法案です。

Q：農地法の「改正」について。

A：農地法の一部を改正する法律につきましては、第171回国会で成立しており、平成21年6月24日に公布されております。

農業者の地位の安定と食料の安定供給を図るため、生活基盤である農地について転用規制の厳格化によりその確保を図るとともに、農地の面的な利用集積をはかる事業の役割等によりその有効利用の促進をめざすものです。従来の所有という考え方より、利用するという方針に転換して、今後農地制度を見直すという内容です。



▲土浦・千代田工業団地